

水道事業料金徴収・浄水場運転監視等業務委託
公募要領

令和2年 8月
吉川市水道事業

この公募要領は、吉川市水道事業（以下「市」という。）が発注する「料金徴収・浄水場運転監視等業務委託」（以下、「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「受託事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）に交付するもので、以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「公募要領等」という。）。

1. 公募要領【本書】
2. 要求水準書
3. 受託事業者選定基準
4. 契約書（案）
5. 提出書類様式集

応募事業者は、公募要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出するものとする。

目次

第1章	業務概要	1
1	業務の目的	1
2	本業務の概要	1
(1)	業務名称	1
(2)	業務の履行場所	1
(3)	対象業務	1
3	業務要求水準	2
4	業務実施期間	2
5	見積金額の限度額	2
(1)	上限額	2
(2)	下限額	2
6	用語の定義	2
7	法令等の遵守	3
8	その他留意事項	3
(1)	公平性の確保	3
(2)	応募事業者の中止	3
(3)	応募の無効	3
(4)	公募要領の承諾	3
(5)	必要事項等の追加	3
(6)	費用負担	3
(7)	入札保証金	3
(8)	使用言語、単位等	4
(9)	著作権	4
(10)	特許権等	4
(11)	提出書類の取り扱い	4
(12)	提出書類の無効	4
(13)	モニタリング	4
(14)	VE提案	4
(15)	支払手続き	4
第2章	受託事業者の選定に関する事項	5
1	受託事業者の募集及び選定方法	5
2	応募資格等	5
(1)	応募事業者等の構成等	5
(2)	共通応募資格要件	5
(3)	各企業の応募資格要件	7
(4)	応募資格確認	7
(5)	応募資格要件喪失時の取扱い	7
3	募集及び選定等の日程	8
4	応募申込みの手続き	9

(1)	公募要領等の資料の公表	9
(2)	説明会及び現地見学会の開催	9
(3)	参考資料の配布等	10
(4)	資料閲覧及び施設の再確認等	10
(5)	公募要領等に関する質問の受付	11
(6)	応募資格確認申請書の受付	11
(7)	応募の辞退	11
(8)	業務提案書の受付	12
5	受託事業者の選定	12
(1)	委員会の設置	12
(2)	審査の方法	12
(3)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	12
(4)	優先交渉権者の決定	12
(5)	選考結果の通知等	12
(6)	その他	13
6	契約手続き	13
(1)	契約の締結	13
(2)	委託業務の範囲	13
(3)	契約保証金	13
(4)	契約時提出書類	13
(5)	次点者との契約交渉	14
第3章	提出書類	14
1	応募資格確認申請書	14
(1)	提出書類【様式Ⅰ】	14
(2)	添付書類	15
(3)	留意事項	15
2	業務提案書	15
(1)	提出書類【様式Ⅱ及びⅢ】	15
(2)	業務提案書の構成	16
(3)	業務提案書の様式	17
(4)	見積書	17
(5)	留意事項	17
第4章	本業務に関する問合せ先	18

第1章 業務概要

1 業務の目的

本業務は、市が実施する水道料金等の徴収に関する料金関連業務、給水申込受付等業務、浄水場の運転監視をはじめとした水道施設の維持管理業務及び水質管理業務について、民間事業者の創意工夫を促し、より効率的な業務運営や運転管理が実現できるよう、複数年契約で包括的に業務を民間事業者に委託する包括業務委託として実施するものであり、市と民間事業者との連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に事業を継続することを目的とする。なお、本業務は水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に規定する第三者委託に該当しない委託とする。

2 本業務の概要

- (1) 業務名称
水道事業料金徴収・浄水場運転監視等業務委託
- (2) 業務の履行場所
事務所：吉川市会野谷浄水場他
履行区域：吉川市水道給水条例第2条に定める給水区域
- (3) 対象業務
対象業務は、次に掲げるものとし、各業務に関する詳細は「別冊 要求水準書」に定めるものとする。
 - A) 料金関連業務
 - ・ 料金関連窓口業務
 - ・ 検針業務
 - ・ 調定及び更正業務
 - ・ 収納業務
 - ・ 開閉栓業務
 - ・ 滞納整理業務
 - ・ 給水停止業務
 - B) 給水申込受付等業務
 - ・ 給水装置工事に関する窓口業務
 - ・ 水道メーター設置後の現場確認
 - ・ 給水管布設工事立会い業務
 - ・ 検定満期メーター取替に伴う施工管理業務
 - ・ 水道メーター管理業務
 - C) 施設維持管理業務
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守点検業務

- ・ 環境整備業務
- ・ 保安管理業務
- ・ 会野谷浄水場閉庁時（休日夜間含む）管理業務
- ・ 災害及び緊急時対応業務
- ・ その他の業務

D) 水質管理業務

- ・ 定期水質検査
- ・ 毎日水質検査
- ・ 薬品注入及び水質監視
- ・ 市が指定する場所におけるドレン排水等の残留塩素濃度測定
- ・ 水質検査計画等策定支援

3 業務要求水準

業務内容及び受託事業者が満たすべき業務水準は「別冊 要求水準書」に定めるものとする。

4 業務実施期間

契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとし、業務実施期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間とし、契約書及びその他関係書類（本要求水準書及び業務提案書等）に従い業務を実施する。ただし、契約締結日から令和3年（2021年）3月31日までの期間は業務準備期間（移行期間）とし、受託事業者は市及び個別委託業務の前受託者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務の引継ぎに要する費用は、受託事業者の負担とする。

5 見積金額の限度額

(1) 上限額

見積金額の上限額は、金889,283千円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

(2) 下限額

見積下限額を設定するが、当該金額については非公表とする。

6 用語の定義

本公募要領においての用語の定義は次のとおりとする。

- ・ 応募事業者：本業務に応募する事業者をいう。
- ・ 応募企業：応募事業者のうち、単独で応募する企業をいう。
- ・ 応募グループ：応募事業者のうち、複数の企業等により応募するグループをいう。
- ・ 構成企業：応募グループを構成する企業等をいう。
- ・ 代表企業：構成企業のうち、当該グループを代表する企業等をいう。
- ・ 選定候補者：吉川市水道事業プロポーザル方式による事業者選定委員会の審査に

において、総合得点が最も高い点数の提案をした応募事業者をいう。

- ・ 優先交渉権者：市が本業務の契約交渉の相手方に決定した応募事業者をいう。
- ・ 受託事業者：市と業務委託契約を締結し、本業務を遂行する事業者をいう。

7 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、水道法のほか労働関連法令、吉川市水道給水条例（昭和54年吉川町条例第2号）やその他関係法令を遵守しなければならない。

8 その他留意事項

(1) 公平性の確保

応募事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募事業者の中止

市は、次の場合には、当該応募事業者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることができるものとする。この場合において応募事業者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

- ① 応募事業者が不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

(3) 応募の無効

提出期限までに応募資格確認申請書を提出しなかった場合又は資格要件を満たしていなかった場合においては、応募を無効とし、業務提案書を受理しないものとする。

(4) 公募要領の承諾

応募資格確認申請書の提出により、市は応募事業者が公募要領等の記載内容を承諾したものとみなすものとする。

(5) 必要事項等の追加

本書に定める以外に必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また、応募資格確認結果の通知後においては応募事業者に書面にて通知するものとする。

(6) 費用負担

応募資格確認申請書及び業務提案書の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(7) 入札保証金

入札保証金は免除する。

- (8) 使用言語、単位等
応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 著作権
応募事業者から公募要領等に基づき提出される書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、市は、本業務の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、公募要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。
- (10) 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募事業者が負う。
- (11) 提出書類の取り扱い
提出された書類については変更できないものとし、また返却しない。提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は市が指示した場合を除き認めない。
- (12) 提出書類の無効
提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募資格確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (13) モニタリング
業務履行計画書に基づき、本業務が適正に履行されているか確認をするため、原則年3回のモニタリングを実施するものとし、必要に応じて追加実施及び第三者においてモニタリングを行うものとする。
- (14) VE提案
契約締結後、本業務の要求水準の向上や業務委託料の低減をさせるため、業務履行計画書等の変更について受託事業者の提案（VE提案）を受け付けるものとする。
- (15) 支払手続き
- ① 受託事業者は、各月末日から14日以内に委託業務実施済確認願と業務報告書を作成し、市に提出すること。
 - ② 市は、委託業務実施済確認願の受領後10日以内に業務報告書について検査を行い、この検査に合格したときは、その旨を受託事業者へ通知するものとする。
 - ③ 受託事業者は、②の検査合格の通知を受領した後、市へ請求書を提出すること。
 - ④ 市は、受託事業者からの請求書を受領後、30日以内に委託料を支払う。

第2章 受託事業者の選定に関する事項

1 受託事業者の募集及び選定方法

受託事業者の募集及び選定は、高度な技術と優れた創意工夫の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施し、応募事業者には、業務提案書等の提出とともに、当該提案に基づくプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施するものとする。

2 応募資格等

(1) 応募事業者等の構成等

応募事業者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の了承を得た上で認めるものとする。

- ① 応募者の形態は、応募企業又は応募グループのいずれも可とする。
- ② 応募グループで応募する場合は、代表企業1者を定めることとする。
- ③ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本業務の応募に係る手続きのすべてを行い、代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続きを行うことはできないものとする。
- ④ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とする。ただし、応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにすること。
- ⑤ 応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）提出後から受託事業者との契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、業務提案書の提出期限までの間、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、認めることができるものとする。
- ⑥ 応募企業及び応募グループの構成企業は、他の応募企業及び応募グループの構成企業となることはできない。

(2) 共通応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 吉川市水道事業契約規程（平成22年吉川市水道事業管理規程第8号。以下「契約規程」という。）第4条の規定により例によることとされる吉川市契約規則（昭和39年吉川町規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定により吉川市の一般競争入札に参加させないものとされた者でないこと。
- ③ この委託の公告日から業務提案書提出締切日までの期間に、契約規程第4条の規定により例によることとされる吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和63年吉川町告示第25号）に規定する指名停止措置及び契約規程第4条の規定により例によることとされる吉

川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年吉川市告示第59号）に規定する指名除外の措置を受けていない者であること。

- ④ 役員等（応募事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- ⑤ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続きがなされていないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ⑦ 応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税が完納されていること。
- ⑧ 平成31・32年度吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- ⑨ 吉川市長、吉川市議会議員が、応募しようとする団体の役員等に就任していないこと（団体経営に関与していないこと。）。
- ⑩ 本件プロポーザルに参加する他の応募事業者との間に、次に示すアからエに示す関係がないこと。

なお、役員とは次の者とする。

- a 会社等の代表権を有する取締役
- b 取締役（社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。）
- c 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- d 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者
ただし、監査役、執行役員は役員としない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は、子会社等の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社、又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ）と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他
 - a 複数の法人又は個人により構成される組合等と、その組合を構成する法人又は個人の関係にある場合
 - b 共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に資本関係又は人的関係があると認められた場合
 - c 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- エ その他本件プロポーザルの適正な実施が阻害されるおそれがあると認められる場合

(3) 各企業の応募資格要件

応募事業者が単独企業の場合は、応募企業が次に掲げるすべての条件を満たすものとする。また、応募事業者が応募グループの場合は、構成企業全体で次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- ① 料金関連業務の実施を担う者は、給水人口5万人以上の水道事業における料金関係業務を、元請として過去10年間に3年以上継続して履行した実績を有する者であり、かつ、プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。また、要求水準書P6,2. 資格要件等を満たす者を本業務に配置できる者であること。
- ② 給水申込受付等業務の実施を担う者は、業務開始までに要求水準書P17,2. 資格要件等を満たす者を本業務に配置できる者であること。
- ③ 施設維持管理業務の実施を担う者は、水道事業において、24時間連続して行う運転管理業務を、元請として過去10年間に3年以上継続して履行した実績を有する者であること。また、本業務開始までに要求水準書P23,【表7】に掲げる条件を満たす者を本業務に配置できる者であること。

(4) 応募資格確認

応募事業者は、第2章2(2)及び(3)の応募資格要件(以下「応募資格要件」という。)を満たすことを証明するため、応募資格の確認を受けなければならない。なお、応募資格確認基準日は、応募資格確認申請書提出日とする。

(5) 応募資格要件喪失時の取扱い

- ① 応募資格確認基準日から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が応募資格要件を欠くに至った場合は、プレゼンテーションに参加することができない。ただし、業務提案書提出日までの間に、応募グループが応募資格要件を欠くに至った構成企業が担う予定であった業務について、新たな構成企業の応募資格の確認を受けた場合には、新たな構成企業の追加及び役割分担の変更を認めるものとする。この場合、応募資格要件を欠くに至った構成企業は応募グループか

ら除外すること。

- ② 業務提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が応募資格要件を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、優先交渉権者決定日までの間に、応募グループが応募資格要件を欠くに至った構成企業が担う予定であった業務について、新たな構成企業の応募資格の確認を受けた場合には、新たな構成企業の追加及び役割分担の変更を認め、評価対象とすることができるものとする。
- ③ 優先交渉権者決定日から契約締結日までの間に、優先交渉権者が応募資格要件を欠くに至った場合、失格とする。ただし、応募資格要件を欠くに至った優先交渉権者がグループであり、代表企業以外の構成企業が応募資格要件を欠くに至った場合は、直ちに失格とせず、市は優先交渉権者の取扱いについて再協議し、決定するものとする。

3 募集及び選定等の日程

募集公告から業務開始までは、次の日程で実施する。ただし、応募状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

項目	日程
募集公告及び公募要領等の公表	令和2年8月26日
説明会及び現地見学会参加申込期間	令和2年8月26日～令和2年9月4日
説明会及び現地見学会	令和2年9月9日
資料閲覧及び施設の再確認等	令和2年9月15日・令和2年9月16日
公募要領等に関する質問の受付期間	令和2年8月26日～令和2年9月16日
公募要領等に関する質問への回答公表	令和2年9月23日
応募資格確認申請書の受付期間	令和2年8月26日～令和2年9月30日
応募資格審査結果の通知期間	令和2年10月6日
業務提案書の受付期間	令和2年10月7日～令和2年10月13日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和2年11月上旬
選考結果の通知	令和2年11月下旬
審査結果及び優先交渉権者の公表	令和2年11月下旬
契約締結	令和2年12月下旬
引継期間	令和3年1月4日～令和3年3月31日
業務開始	令和3年4月1日

4 応募申込みの手続き

(1) 公募要領等の資料の公表

公募要領等は、市のホームページで公表するものとする。

(2) 説明会及び現地見学会の開催

応募事業者に対して以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会に出席する者は、事前に申込みを行うこと。

説明会及び現地見学会の概要	
開催日時	説明会：令和2年 9月 9日（水）10時 現地見学会：令和2年 9月 9日（水）13時
開催場所	説明会 吉川市大字会野谷496番地 会野谷浄水場管理棟2F会議室
	現地見学会 会野谷浄水場：吉川市大字会野谷496番地 南配水場：吉川市大字木売新田153番地 5号水源：吉川市会野谷一丁目180番地1 6号水源：吉川市上笹塚三丁目192番地1
申込方法	説明会・現地見学会参加申込書【様式1】に必要事項を記入し、電子メールにより「第4章 本業務に関する問合せ先」宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めないものとする。また、電子メール件名は「説明会及び現地見学会参加申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。 なお、説明会及び現地見学会参加者は1応募事業者あたり3名までとする。
申込期間	公募公告日から令和2年 9月 4日（金）12時まで
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 説明会参加者は公募要領等を各自持参すること。 説明会会場から現地見学会会場への移動手段は参加者各自で用意すること。 説明会及び現地見学会において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、下記（5）に示すところによりのみ受け付けるものとする。

(3) 参考資料の配布等

説明会会場において、配布希望者に次の参考資料等をCD-Rで配布するものとする。配布を希望する場合は、説明会・現地見学会参加申込書【様式1】により申し込むこと。

番号	資料名
1	施設位置図及び主要施設概要等
2	主要施設一般平面図、計装フロー図
3	現行個別委託業務仕様書等 ・会野谷浄水場外運転監視保守点検管理業務委託 ・水道料金徴収業務委託 ・給水申込受付等業務委託 ・水質検査業務委託
4	施設台帳（主要施設に限る）
5	ユーティリティ使用実績（令和元年度の1年分） ・電力費、薬品費実績
6	料金関連費用実績（平成29年度～令和元年度の3年分） ・通信運搬費、印刷製本費

(4) 資料閲覧及び施設の再確認等

(3) 参考資料の配布のほか、次に示す資料等については、閲覧の期間を設けるものとする。なお、現地説明会参加者においては、説明会当日に同様の資料閲覧が可能とする。現地説明会開催日以降に資料及び施設の再確認又はその他施設の確認を希望する場合は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

資料閲覧及び施設の再確認等について	
開催期間	令和2年 9月15日～令和2年 9月16日 9時00分～16時00分（土日祝日を除く）
開催場所	資料閲覧：吉川市大字会野谷496番地 会野谷浄水場管理棟 施設確認：会野谷浄水場及び深井戸、南配水場
申込方法	資料閲覧及び施設の再確認等申込書【様式1-1】に必要事項を記入し、電子メール又は説明会時に「第4章 本業務に関する問合せ先」宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めないものとする。また、電子メール件名は「資料閲覧及び施設の再確認等申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。
申込期間	公募公告日から令和2年 9月11日（金）17時まで
閲覧対象資料	1 運転管理、点検実績（令和元年度） ・運転管理及び点検の日報及び月報
	2 料金関連業務に関するその他書類
	3 施設維持管理業務に関するその他書類
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公募要領等が必要な場合、各自持参すること。 ・移動手段は参加者各自で用意すること。 ・資料閲覧及び施設の再確認等の参加者は1事業者あたり3名までとする。

- (5) 公募要領等に関する質問の受付
 公募要領等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

公募要領等に関する質問の受付	
受付期間	募集公告日から令和2年 9月16日(水) 17時まで
提出方法	公募要領等に関する質問書【様式2】に必要事項を記入し、電子メールにより「第4章 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による申し込みは認めないものとする。また、電子メール件名は「公募要領等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。 なお、質問書は市ホームページからダウンロードしたものを使用し、ファイル形式を変更せずに添付すること。
公募要領等に関する質問への回答公表	公募要領等に関する質問への回答は、令和2年 9月23日(水)に市のホームページを通じて行うものとする。 ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面回答する。また、回答の公表にあたっては質問者を匿名化する。

- (6) 応募資格確認申請書の受付
 応募者は、応募資格確認申請書を、次のとおり提出すること。なお、提出書類は「第3章 提出書類」及び「別冊 提出書類様式集」に基づき作成すること。

応募資格確認申請書の受付	
受付期間	令和2年 8月26日(水) から令和2年 9月30日(水) までとし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの時間を除く)
提出方法	「第4章 本業務に関する問合せ先」まで提出日時を事前通知した上で、応募資格確認申請書等(【様式1】に関する書類一式)を持参又は郵送(書留)により提出すること。
応募資格確認結果の通知	応募資格確認結果については、応募事業者に対し、令和2年10月6日(火)までに「応募資格確認結果通知書」により通知する。 なお、応募資格を有していないと認められた応募事業者に対しては、理由を付して通知を行うものとする。応募資格確認結果の通知により、応募資格を有していないとされた応募事業者は、市に対して応募資格確認結果に関する説明要求書【様式3】により、説明を求めることできる。市は当該応募事業者に対して書面により回答するものとする。

- (7) 応募の辞退
 応募資格確認申請書を提出した者が応募を辞退する場合は、業務提案書の提出期限日までに応募辞退届【様式4】を持参により「第4章 本業務に関する問合せ先」へ提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。

(8) 業務提案書の受付

市より応募資格を有する旨の通知を受けた応募事業者は、業務提案書及びその他必要書類（以下「業務提案書等」という。）を次のとおり提出すること。なお、提出書類は「第3章 提出書類」及び「別冊 提出書類様式集」に基づき作成すること。

業務提案書の受付	
受付期間	令和2年10月7日（水）から令和2年10月13日（火）までとし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間を除く）
提出方法	「第4章 本業務に関する問合せ先」へ提出日時を事前通知し、持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。

5 受託事業者の選定

受託事業者選定手続きは次のとおり実施する。なお、詳細は「別冊 受託事業者選定基準」に示すものとする。

(1) 委員会の設置

市は、応募事業者から提出された業務提案書等の記載内容の評価にあたり、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「吉川市水道事業プロポーザル方式による事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会の委員の氏名及び所属は、優先交渉権者の決定後に公表するものとする。

(2) 審査の方法

審査の方法の詳細は「別冊 受託事業者選定基準」のとおりとする。市は提案内容の確認のために必要と判断した場合に、応募事業者に対して提案内容の詳細を求め、追加提案資料として提出させることができるものとする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び市は、提案内容の確認等のために、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。実施時期は令和2年11月上旬を予定し、日時、場所及びヒアリング内容等の詳細については、事前に応募事業者に通知するものとする。

(4) 優先交渉権者の決定

委員会は「別冊 受託事業者選定基準」に基づき選定候補者を決定する。市は委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約交渉を行うものとする。

(5) 選考結果の通知等

市は、委員会における審査及び選考の結果をとりまとめて、速やかに応募

事業者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。公表内容は「別冊 受託事業者選定基準」に示す総合評価点及び審査項目別評価点について公表する。事業者名は優先交渉権者名を公表し、次順位以下は匿名化する。なお、電話及びメールによる問い合わせには応じない。

(6) その他

応募事業者が1者の場合においても審査を実施するものとし、応募事業者がない場合においては、その旨を速やかに市のホームページで公表するものとする。

6 契約手続き

(1) 契約の締結

市は、優先交渉権者と本業務の契約交渉を行い、「別冊 契約書(案)」を基本とした契約を締結するものとする。

(2) 委託業務の範囲

委託業務の範囲は「別冊 要求水準書」に記載のとおりとするが、契約締結時において、優先交渉権者が提案した内容を追加及び変更できるものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

ただし、吉川市契約規則第34条第3号の規定により市が認めた場合は免除とする。

(4) 契約時提出書類

受注者は、契約締結後業務履行開始までに次の書類を提出すること。

- ・ 総括責任者届(経歴書、資格証明書添付)
- ・ 業務責任者届(経歴書、資格証明書添付)
※料金関連業務の責任者は、資格証明書の提出は不要
- ・ 業務副責任者届(経歴書、資格証明書添付)
- ・ 業務従事者名簿
※経歴書、資格証明書は各業務で提出を求められている者に限る
- ・ 各業務従事者の健康保険証の写し
- ・ 身分証明書発行願
- ・ 緊急連絡体制表
- ・ 行政財産使用許可申請書
- ・ 機器設置許可申請書
- ・ 物品借用許可申請書
- ・ 業務履行計画書
- ・ 健康診断結果表(水道法第21条に基づく検査)及び診断結果の写し
※会野谷浄水場内で勤務する業務従事者を対象とする
※健康診断内容(保菌検査:サルモネラ菌・O-157・大腸菌・腸チフス菌・パラチフス菌)

(5) 次点者との契約交渉

市は、次のいずれかの理由により、優先交渉権者と契約を締結できない場合において、次点者と契約交渉を行うものとする。

- ① 優先交渉権者が応募資格要件を満たすことができなくなったとき。
- ② 優先交渉権者との契約交渉が成立しないとき。
- ③ その他の理由により、優先交渉権者との契約締結が不可能となったとき。

第3章 提出書類

1 応募資格確認申請書

(1) 提出書類【様式I】

応募資格確認申請時の提出書類は以下のとおりとする。いずれも各1部を提出すること。

様式 No	書類名称
I-1	応募資格確認申請時提出書類確認表
I-2	応募表明書
I-3	応募事業者の構成企業一覧表
I-4	委任状（応募グループ構成企業から代表企業への委任状）
I-5	応募資格確認申請書
I-6	資本又は人的関係確認書 ※応募グループの場合、全構成企業提出すること
任意	共同企業体協定書（案）

(2) 添付書類

応募資格確認申請時の提出書類に以下の書類を添付すること。

① 共通書類

応募グループによる場合には、全構成企業を対象とする。

No	書類名称	備考
1	会社概要	最新のもの。
2	営業経歴書	最新のもの。
3	営業所一覧表	最新のもの。
4	財務諸表	損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書（各直前2営業年度分）
5	登記事項証明書 (複写可)	履歴事項全部証明書 発行年月日が提出日から3か月以内のもの。
6	登録証明書 (複写可)	営業に関し法律上必要とする登録の証明書 発行年月日が提出日から3か月以内のもの。
7	納税証明書 (複写可)	国税、県税及び市税に未納がないことを証明するもの。 発行されない場合は直前2年分の納税証明書。 発行年月日が提出日から3か月以内のもの。
8	印鑑証明書	発行年月日が提出日から3か月以内のもの。
9	使用印鑑届	公募等に関し使用する印鑑を届出すること。

※ 1～3については、必要な内容が確認できる場合、パンフレット等に代えることは差し支えない。

② その他書類

- イ) 料金関連業務の実施を担う者が、第2章2(3)①の要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書及びその他証明書等の写し。なお、記載した資格要件を補完する第三者機関の証明書等がある場合には併せて添付すること。
- ロ) 給水申込受付等業務の実施を担う者が、第2章2(3)②の要件を満たしていることを確認できる証明書等の写し。
- ハ) 施設維持管理業務の実施を担う者が、第2章2(3)③の要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書及びその他証明書等の写し。

(3) 留意事項

- ① 提出書類及び添付書類をA4版フラットファイルに一括に綴じ、見出しを付けること。
- ② 指定様式は市ホームページからダウンロードしたものを使用し、指定箇所に代表者印等を押印すること。

2 業務提案書

(1) 提出書類【様式Ⅱ及びⅢ】

業務提案に必要な書類は、以下のとおりとする。

様式 No	書類名称	部数
Ⅱ	業務提案書一式	1 3
Ⅲ－1	業務提案に係る提出書類確認表	1
Ⅲ－2	業務提案に関する誓約書	1
Ⅲ－3	見積書	1
Ⅲ－4	委任状（代理人への委任状）	1

- (2) 業務提案書の構成
業務提案に必要な項目は、以下のとおりとする。

No.	項目	備考
1	表紙	様式Ⅱ
2	事業実施方針	事業方針、事業展開、業務実績等
3	事業実施体制	組織体制、人員配置、構成企業役割分担表等
4	料金関連業務	具体的な実施方法 ・窓口、電話対応業務 ・検針から収納の一連業務 ・滞納整理業務 ・開閉栓業務 ・給水停止業務 ・料金関連業務の改善提案
5	給水申込受付等業務	具体的な実施方法 ・給水申込受付から給水装置工事決定までの一連の業務 ・給水装置工事、給水管布設状況の確認、水圧試験等の業務 ・加入者分担金及び手数料に関する業務 ・水道メーターの出庫及び在庫の管理 ・給水申込受付等業務の改善提案
6	施設維持管理業務	具体的な実施方法 ・運転監理、保守点検の一連の業務 ・保安管理及び環境整備等 ・閉庁時及び夜間の庁舎管理、電話対応等 ・施設維持管理業務の改善提案
7	水質管理業務	具体的な実施方法 ・定期水質検査 ・毎日水質検査 ・薬品注入及び水質監視 ・市の指定場所における残留塩素濃度測定 ・水質検査計画策定支援
8	危機管理対応	災害及び事故発生時の具体的な対応等
9	人材教育計画	従業員等の育成方法等
10	地域貢献	地元雇用及び環境への配慮等
11	その他	その他提案、附属資料等

(3) 業務提案書の様式

業務提案書は、次のとおり作成すること。

- ① 応募事業者を特定できる表現（ロゴマーク等を含む。）を用いないこと。
- ② A4版用紙を縦に使用し、横書き記載を原則とする。ただし、用紙を横に使用することが効果的である場合はこの限りではない。
- ③ 両面印刷を原則とする。ただし、片面印刷とすることが効果的である場合はこの限りではない。
- ④ 図面等でA3版用紙を使用することも認めるが、2ページ分と換算するものとする。なお、この場合にはA4サイズに折込むこと。
- ⑤ 業務提案書一式をA4フラットファイルに綴じ、正本1部、副本12部を作成すること。なお、正本1部にのみ表紙に応募事業者名を入れ、電子データ（PDFファイル）を保存したCD-Rを1枚添付すること。
- ⑥ ページ数は表紙を除き40ページ以内とし、全ページにページ番号を記載すること。また、目次及び項目ごとの見出しを付けること。
- ⑦ 文字サイズは12ポイント以上とすること。ただし、図表及び図面等の注釈として用いる場合はこの限りではない。
- ⑧ 附属資料等を添付する場合には、本文中に参照箇所を明示すること。
- ⑨ その他の様式、記載方法は任意とする。

(4) 見積書

見積書は、次のとおり作成すること。

- ① 様式【Ⅲ-3】を使用すること。
- ② 添付書類として見積内訳書【様式Ⅳ】を提出すること。
- ③ 見積書には、社名及び代表者氏名を記載のうえ、代表者印等を押印、見積書提出日を記載し、封筒に入れて提出すること。
- ④ 封筒は長3号サイズとし、件名及び応募事業者名を記載し、封筒継ぎ目に応募企業又は代表企業届出印で封印すること。
- ⑤ 見積金額は業務提案書との整合性を確保すること。

(5) 留意事項

- ① 要求水準書の水準を満たす代替案を提案できるものとする。
- ② 要求水準書に記載のない項目であっても、本業務の実施にあたり、効果が発揮できると考えられる提案ができるものとする。ただし、当該提案に係る費用は提出する見積書に含むものとする。
- ③ 指定様式は市ホームページからダウンロードしたものを使用し、指定箇所に押印すること。

第4章 本業務に関する問合せ先

吉川市水道課庶務係

所在地：〒342-0016 埼玉県吉川市大字会野谷496番地

電話：048-982-7711（代表）

FAX：048-984-1111

電子メール：suidou2@city.yoshikawa.saitama.jp

URL：<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>

（本業務に係る情報提供は、このホームページを通じて行う。）